

# 市民と語る会 資料



あなたの声をお聞かせください

開催日時	場所	出席議員
5月16日(月) 午後7時～	有明地区公民館 大会議室	小園義行 野村広志 小辻一海 西江園明 丸山 一 小野広嗣
5月17日(火) 午後7時～	やっちくふれあい センター学習室	長岡耕二 市ヶ谷孝 八代 誠 玉垣大二郎 福重彰史
5月19日(木) 午後7時～	市役所志布志支所 1階会議室	平野栄作 青山浩二 持留忠義 鶴迫京子 毛野 了 上村 環

## 【 会 次 第 】

1 開 会

2 班長あいさつ

3 出席議員自己紹介

4 議会からの報告

- (1) 議会の仕組みと役割について
- (2) 平成28年3月定例会の報告
- (3) 各常任委員会の報告

5 議員との懇談

6 閉 会

## ◇ 議会の役割

市議会は、公選された議員20名で構成されていますが、市民の代表として、地域の問題の解決、市民福祉向上のために様々な活動をしています。

### 1 議長と副議長

議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、議場の秩序を保ち、議事を整理し、議会の事務を処理するなどのほか、議会を代表します。副議長は、議長に事故あるときに代理します。

### 2 執行機関との関係

一般に、議会は議決機関、市長は執行機関とされています。

議会は、合議により市の意思を決定し、執行機関は、その意思の決定を尊重し、市政を進めます。お互いの関係は「車の両輪」にたとえられます。

### 3 議会の権限

議決権 …… 条例の制定や改廃、予算の議決、決算の認定など

調査権 …… 市の事務について調査することなど

検査権 …… 書類の検閲や報告を請求して行うことなど

そのほか、監査請求権、意見書の提出権、選挙権など多くの権限があります。

### 4 定例会と臨時会

定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回開かれ、議員の一般質問が行われます。臨時会は、必要がある場合に開かれます。

### 5 委員会

全議員で構成し議会の意思決定を行う本会議とは別に、専門的に詳しく審査するために、本会議における予備的審査機関として、少数の議員で構成する委員会が設けられています。

① 常任委員会 …… 総務・文教厚生・産業建設の3つの委員会があり、議案や陳情など調査研究、審議します。

② 議会運営委員会 …… 議会運営について、調査研究、審議します。

③ 特別委員会 …… 特定の事件について調査研究、審議するため設置されます。

### 6 質疑と一般質問

質疑は、市長などから提出された議案等に対して、疑問点等を問うことなどを言います。一般質問は、市政全般について、執行機関に質問することを行います。

### 7 議会事務局

議会の庶務的事務や議長及び議員の職務を補助する組織として、議会に設置された組織です。

◇ 請願・陳情の提出について

市などへ意見や要望があるときは、だれでも、ひとりでも請願書や陳情書を市議会に提出することができます。

○ 請 願

憲法第 16 条に規定された国民の権利として、公の機関に対して要望を述べる行為です。請願書の提出は、本市議会議員の紹介が必要です。

○ 陳 情

陳情書の場合は、本市議会議員の紹介は必要ありません。

1 記載する事項

請願書（陳情書）の様式は任意ですが、日本語を使用して、つぎの事項を記載してください。

- ・ 請願（陳情）の趣旨
- ・ 提出年月日
- ・ 請願（陳情）者の住所、氏名、押印

※ 住所、氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

2 提出について

受け付けは常時行っていますが、定例会前の議会運営委員会前日までに受け付けたものが、その定例会の会期中に審査されます。それ以降に受け付けたものは、次回以降の定例会で審査することになります。

（提出先）志布志市議会事務局 宛

〒899-7492 鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756

3 請願（陳情）書様式例

請願（陳情）書		平成 年 月 日
志布志市議会 議長 ○○○○ 様	請願者（陳情者）住所 ○○○○○○○○ 氏名 ○○○○○○○○ 印	紹介議員 ○○○○（署名または押印） ※ 陳情の場合は不要
（件名） ○○○○について		
請願（陳情）要旨	○○○○・・・・・・・・	
請願（陳情）事項	○○○○・・・・・・・・	

※ 詳しい日程、手続き等の詳細については、議会事務局へご相談ください。

議会の仕組みと役割について

【平成28年4月1日修正】

【平成26年2月20日選任】

〔1〕志布志市議会構成

議 長	岩根 賢二				
副 議 長	東 宏二				
総務常任委員会 (定数7人)	◎平野 栄作 上村 環	○八代 誠	玉垣 大二郎	毛野 了	小野 広嗣
文教厚生常任委員会 (定数7人)	◎小園 義行 鶴迫 京子	○野村 広志 岩根 賢二	市ヶ谷 孝	持留 忠義	丸山 一
産業建設常任委員会 (定数6人)	◎長岡 耕二 福重 彰史	○青山 浩二	小辻 一海	西江園 明	東 宏二
議会運営委員会 (定数7名)	◎小野 広嗣 長岡 耕二	○小辻 一海 小園 義行	野村 広志	八代 誠	平野 栄作

広報等調査特別委員会 (定数9名)	◎玉垣 大二郎 小辻 一海	○市ヶ谷 孝 平野 栄作	青山 浩二 長岡 耕二	野村 広志 小園 義行	八代 誠
まちづくり活性化対策 等調査特別委員会 (定数9名)	◎鶴迫 京子 西江園 明	○丸山 一 玉垣 大二郎	青山 浩二 小野 広嗣	八代 誠 小園 義行	小辻 一海
農林水産業活性化対策 等調査特別委員会 (定数9名)	◎長岡 耕二 毛野 了	○野村 広志 東 宏二	市ヶ谷 孝 上村 環	持留 忠義 福重 彰史	平野 栄作

〔2〕議員名簿

【任期:平成26年2月12日～平成30年2月11日】

議席	氏 名	住 所	電話番号	議席	氏 名	住 所	電話番号
1	市ヶ谷 孝	有明町野神3400	475-0120	11	鶴迫 京子	志布志町志布志1501-25	472-0873
2	青山 浩二	有明町伊崎田8701-6	474-2929	12	毛野 了	志布志町安楽3376-2	472-2530
3	野村 広志	松山町新橋211-2	487-3803	13	小野 広嗣	志布志町志布志2丁目9-6	473-1448
4	八代 誠	有明町伊崎田8808-3	474-2278	14	長岡 耕二	志布志町内之倉3358-3	479-2204
5	小辻 一海	志布志町田之浦2100-1	479-1525	15			
6	持留 忠義	有明町野神4409-2	478-3711	16	岩根 賢二	有明町野井倉1364-3	474-2356
7	平野 栄作	有明町原田2011-1	475-2118	17	東 宏二	志布志町帖7328-2	472-2042
8	西江園 明	志布志町安楽2186-1	472-0557	18	小園 義行	志布志町帖5754-3	472-3541
9	丸山 一	有明町野井倉8385	477-1271	19	上村 環	松山町尾野見376	487-9724
10	玉垣大二郎	志布志町安楽1152-4	473-1729	20	福重 彰史	松山町泰野3720-2	487-9465

〔3〕一部事務組合・その他

曾於南部厚生事務組合	青山 浩二	毛野 了	東 宏二	小園 義行	
曾於地域公設地方 卸売市場管理組合	小辻 一海	持留 忠義	長岡 耕二		
大隅曾於地区消防組合	八代 誠	岩根 賢二			
曾於地区介護保険組合	平野 栄作	西江園 明	鶴迫 京子		
曾於北部衛生処理組合	野村 広志				
監 査 委 員	上村 環				
農 業 委 員 会 委 員	青山 浩二	西江園 明	福重 彰史	※任期平成28.2.21～	
漁業振興対策協議会委員	小辻 一海	西江園 明	※任期 平成28.4.1～平成30.2.11		
林業振興対策協議会委員	八代 誠	小園 義行			
農業振興対策協議会委員	市ヶ谷 孝	持留 忠義			
商工業振興対策協議会委員	丸山 一	鶴迫 京子			

## ◇ 市議会の状況

条例定数 20人  
現員数 19人（平成28年4月1日現在）

## 【会派別】（平成28年4月1日現在）

会派名	真政志の会	公明志民クラブ	会派に属さない議員
議員数	8人	4人	7人

## 【年齢別】（平成28年4月1日現在）

年代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
男	1人	1人	5人	11人	
女				1人	

※ 最年長69歳 最年少34歳 平均年齢59歳

## 【当選回数別】（平成28年4月1日現在）

回数	1回	2回	3回
議員数	6人	1人	12人

## 【議員報酬等】

役職名	月 額	
	改 定 前	改 定 後
議 長	402,000円	394,700円
副 議 長	316,600円	310,300円
委 員 長	308,500円	302,300円
議 員	294,000円	288,100円
市 長	848,000円	831,000円
副 市 長	667,000円	654,000円
教 育 長	622,000円	610,000円

※ 平成27年4月1日改定。ただし、経過措置として平成30年3月31日まで改定前の額を支給する。

## 【政務活動費】

区分	単 位	月 額
会派	会派の所属議員1人あたり	15,000円
議員	1人あたり	15,000円

【常任委員会】（平成28年4月1日現在）

委員会名	定数 (現員)	所 管
総務 常任委員会	7人 (6人)	総務課・財務課・企画政策課・情報管理課・港湾商工課 税務課・会計課・議会&監査事務局・選挙管理委員会
文教厚生 常任委員会	7人	市民環境課・福祉課・保健課・教育委員会
産業建設 常任委員会	6人	農政畜産課・耕地林務水産課・建設課・農業委員会 水道課

委員会名	定数	所 管
議会 運営委員会	7人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期及び日程並びに運営に関する事</li> <li>・議案、修正案、請願等の取扱いに関する事</li> <li>・議会基本条例の推進に関する事</li> <li>・その他議会運営及び議長が必要と認めた事項に関する事</li> </ul>

【特別委員会】（平成28年4月1日現在）

委員会名	定数	所 管
広報等調査 特別委員会	9人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会だより」発行に関する事</li> <li>・その他調査に関する事</li> </ul>
まちづくり活 性化対策等調 査特別委員会	9人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンポートしぶしアピアやJR志布志駅を中心としたまちづくりの在り方に関する調査</li> <li>・歴史のまちづくり及び商店街活性化に関する調査</li> <li>・東九州自動車道及び高規格道路（都城志布志道路）の建設促進に関する調査</li> <li>・港湾整備の現状と今後の計画等整備促進に関する調査</li> <li>・臨海工業団地の整備に伴う企業誘致及び雇用促進に関する調査</li> <li>・その他、目的達成のための調査</li> </ul>
農林水産業活 性化対策等調 査特別委員会	9人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TPP協定発効における影響と対策に関する調査</li> <li>・農産物の輸出促進に関する調査</li> <li>・農林水産業におけるブランド化推進に関する調査</li> <li>・U・Jターン等就農促進対策に関する調査</li> <li>・農業従事者の高齢化と後継者不足対策に関する調査</li> <li>・その他目的達成のための調査</li> </ul>

**【議会選出委員】**

- 志布志市監査委員（1人）
- 志布志市農業委員（3人）
- 志布志市農業振興対策協議会委員（2人）
- 志布志市商工業振興対策協議会委員（2人）
- 志布志市林業振興対策協議会委員（2人）
- 志布志市漁業振興対策協議会委員（2人）

**【議員選任一部事務組合】**

- 曾於南部厚生事務組合（4人）
- 曾於地域公設地方卸売市場管理組合（3人）
- 大隅曾於地区消防組合（2人）
- 曾於地区介護保険組合（3人）
- 曾於北部衛生処理組合（1人）

○志布志市議会基本条例

平成25年12月20日 条例第31号  
改正 平成27年12月22日 条例第38号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）
- 第3章 市民と議会との関係（第6条・第7条）
- 第4章 議会と執行機関との関係（第8条—第10条）
- 第5章 議員間の自由討議（第11条・第12条）
- 第6章 委員会の活動（第13条）
- 第7章 政務活動費（第14条）
- 第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条—第18条）
- 第9章 議員の定数及び報酬の原則（第19条・第20条）
- 第10章 補則（第21条）

附則

志布志市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の下、市民から選挙で選ばれた議員で構成される議事機関として志布志市長（以下「市長」という。）とともに、市民の負託に応える責務を負っている。

議会は、合議制の機関の特性を最大限に生かすために、開かれた議会づくりを推進し、多くの市民と意見を交換し、議員同士の議論を活発に行い、論点及び課題を明らかにして、多様な市民の意見を集約していく必要がある。また、市長とは、相互に緊張ある関係を保ち、政策の立案及び提言をするとともに、本市としての最良の政策を導き、その執行を監視し、評価していくことが求められている。

これらを実現するために議会及び議員は、不断の努力を重ね、資質を高め、真に、市民の負託に応えるため、その根幹をなす支柱として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、議会及び議員の活動の活性化、市民への情報公開並びに市民参加の推進を図り、もって市民の福祉の向上及び市政の発展に資するとともに、本市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を実現することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 議会内での申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。
- (4) 市民の傍聴意欲が高まる議会運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (3) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、不断の自己研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

### 第3章 市民と議会との関係

(市民と議会との連携)

第6条 議会は、市民に対し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する専門的事項に係る調査並びに同法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を十分に活用して、市民等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(議会報告会)

第7条 議会は、議会活動を報告するとともに、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。

### 第4章 議会と執行機関との関係

(議員と市長等との関係)

第8条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- (2) 議長から本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、

議員の質問に対して反問することができる。

- 2 市長等は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するものとする。  
(議会審議に係る情報の提供)

第9条 市長等は、提案する重要な政策について、議会審議を通じて、その政策水準の向上を図るため、次に掲げる事項に関する情報を明らかにしなければならない。

- (1) 重要な政策を必要とする理由
- (2) 振興計画における位置付け
- (3) 関係法令、条例等
- (4) 財源措置
- (5) 他の市町村の類似政策との比較検討  
(予算及び決算における政策説明)

第10条 市長等は、予算及び決算の議会審議に当たっては、分かりやすい政策別又は事業別の説明に努めるものとする。

## 第5章 議員間の自由討議

(議会の合意形成)

第11条 議会は、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案並びに請願及び陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。  
(政策討論会)

第12条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、政策の立案及び提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

## 第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第13条 委員会審査に当たっては、市民に対し、資料等を積極的に公開するとともに、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

- 2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、報告に対する質疑に責任を持って答弁しなければならない。

## 第7章 政務活動費

(政務活動費の執行等)

第14条 議員及び会派は、政策の立案及び提言を行うため、政務活動費を活用し、積極的に調査研究その他の活動に努めなければならない。

- 2 議員及び会派は、政務活動費の使途の透明性を確保するとともに、市民に対し説明責任を負うものとする。
- 3 政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 第8章 議会及び議会事務局の体制整備

### (議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を積極的に開催するものとする。

### (議会事務局の体制整備)

第16条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助するため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

### (議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

### (議会広報の充実)

第18条 議会は、市民への情報の提供及び広報紙その他の手段による広報の充実に努め、広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう努めるものとする。

## 第9章 議員の定数及び報酬の原則

### (議員定数の原則)

第19条 議員定数は、原則として行財政改革の視点だけではなく、市政の現状・課題及び将来の予測・展望を十分に考慮したものとする。

2 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、議会運営委員会又は議員が提出するものとする。

### (議員報酬の原則)

第20条 前条の規定は、議員報酬について準用する。この場合において、同条中「議員定数」とあるのは、「議員報酬」と読み替えるものとする。

## 第10章 補則

### (見直し手続)

第21条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているか否かを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成27年12月22日条例第38号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

◇ 平成27年度 志布志市議会開催及び議決状況等

議会開催状況 (日)

区分	定例会				臨時会
	6月	9月	12月	3月	2月
会期 日数	22	24	19	22	2

付議事件 (件)

区分		条例 (議員提出)	予算	事件 決議	決算	同意 諮問	意見書 決議 (議員提出)	陳情	請願	計
定例会	6月	9(1)	5	1				2		17
	9月	4	9	1	9	1				24
	12月	10(2)	5	13		1		1		30
	3月	18	18	7		1	2(2)	3		49
臨時会	2月	2				1				3
計		43(3)	37	22	9	4	2(2)	6		123

議決件数 (件)

区分	原案可決	可決	修正可決	否決 不認定	同意 承認 認定等	計
条 例	38				5	43
予 算	35				2	37
決 算				2	7	9
そ の 他	5	17			4	26
意見書・決議	2					2
計	80	17		2	18	117

請願・陳情の処理状況 (件)

区 分	採 択	一部採択	趣旨採択	不 採 択	取り下げ	審議未了	継続審査	そ の 他
請 願								
陳 情	4			8				

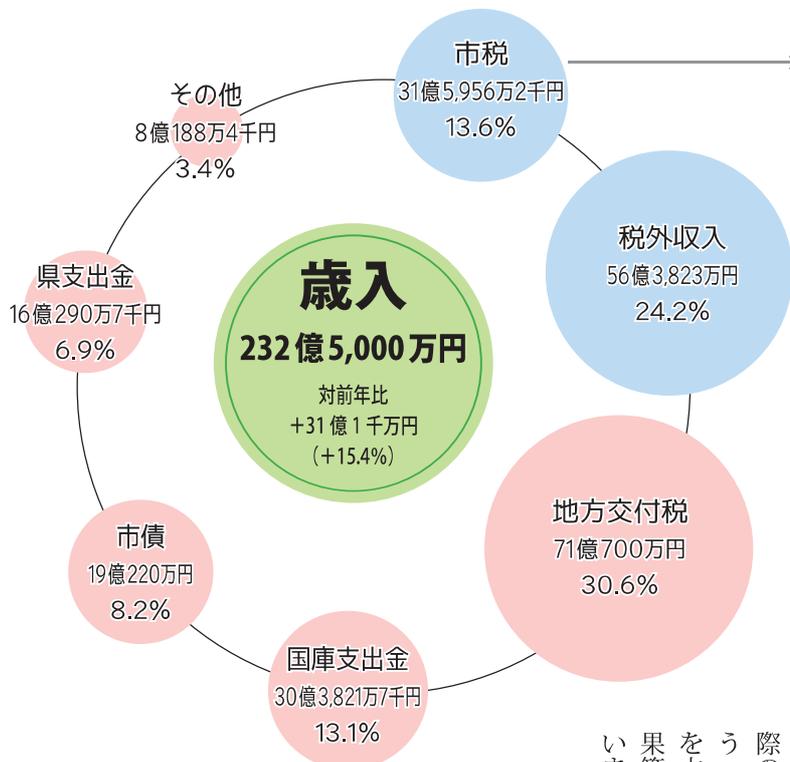
一般質問状況 (人)

区分	定例会			
	6月	9月	12月	3月
質問者数	11	10	6	10

# 平成28年度当初予算をお知らせします

平成28年度一般会計当初予算は **232億5千万円**  
 【前年度当初予算と比べると15.4%の増です。】

## 一般会計【歳入】



### 市税の内訳

個人住民税：8億9千200万円  
 法人市民税：2億3,050万円  
 固定資産税：16億356万2千円  
 軽自動車税：1億2,350万円  
 市たばこ税：3億1,000万円

左 図は市に入ってくる「歳入」(収入のこと)です。歳入は「自主財源<sup>※1</sup>」と「依存財源<sup>※2</sup>」に分けられます。

本市の歳入は、市などが行政サービスを提供するために国が一定の基準で配るお金である「地方交付税」が全体の30・6%を占めています。次に多いのが自主財源のうち市民の

皆様から納めていただく「市税」です。全体の13・6%を占め、前年度に比べると4千37万8千円の増額を見込んでいます。続いて、特定の目的のために国から交付される「国庫支出金」が全体の13・1%を占めています。また今年度は「ふるさと納税」による寄付金を20億円見込んでおり、これが全体の8・6%に上ります。そのほか、大きな事業をする際の財源不足を長期の借り入れで補う「市債(借金)」が全体の8・2%を占めており、事業の緊急度及び効果等を十分に考慮し、借入を行っています。

※1：自主財源は市が自らの意思で収入を得ることができるお金で、市税、繰入金、使用料などです。平成28年度当初予算の自主財源総額は87億9,779万2千円。歳入総額の37.8%です。

※2：依存財源は国の意志により交付されたり、割り当てられたりするお金で、地方交付税や市債などです。平成28年度当初予算の依存財源総額は144億5,220万8千円。歳入総額の62.2%です。

## 公営企業会計予算(水道事業)

会計区分	予算額(単位:千円)	対前年度比
収益的	収入	655,365 -3.2%
	支出	581,104 ±0.0%
資本的	収入	91,010 +5.3%
	支出	388,433 +4.0%

※資本的収入額が資本的支出に對し不足する額は、企業内に留保されている財源から補填し実施するものです。

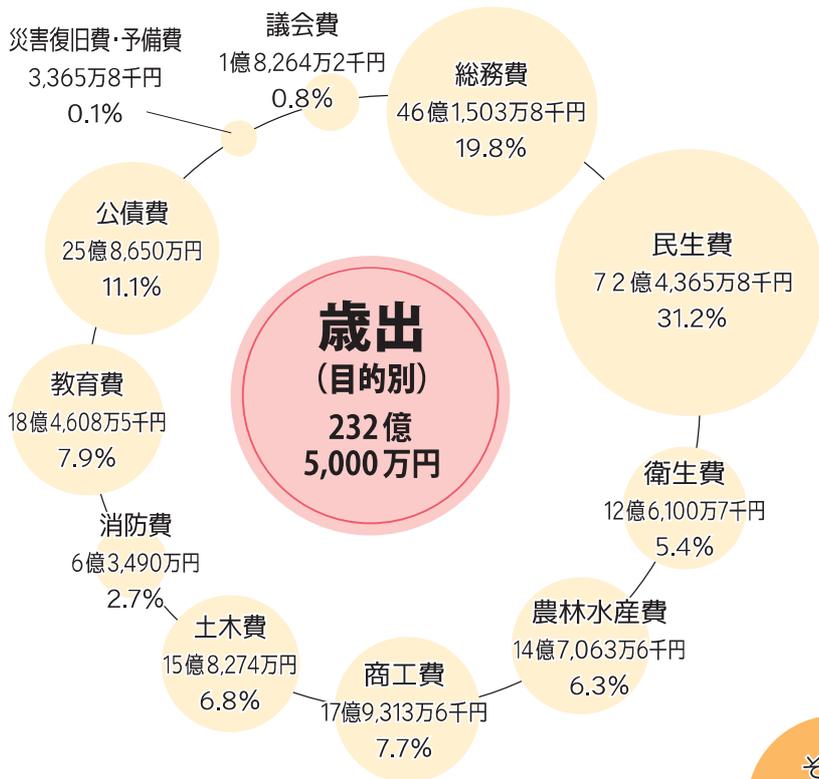
公 営企業会計とは、民間企業と同じように当該事業に係る経費を使用料等の収入で賄い、独立採算を基本とする地方公営企業法の一部又は一部の適用を受け設置する会計です。市では、水道事業に公営企業会計を設置しています。

## 特別会計予算

会計区分	予算額(単位:千円)	対前年度比
国民健康保険	5,569,473	+4.8%
後期高齢者医療	372,879	+0.5%
介護保険	4,022,672	+0.5%
下水道管理	295,430	-1.9%
公共下水道事業	2,829	-0.1%
国民宿舎	204,244	+79.8%
工業団地整備事業	98,405	-5.1%
合計	10,565,932	+3.5%

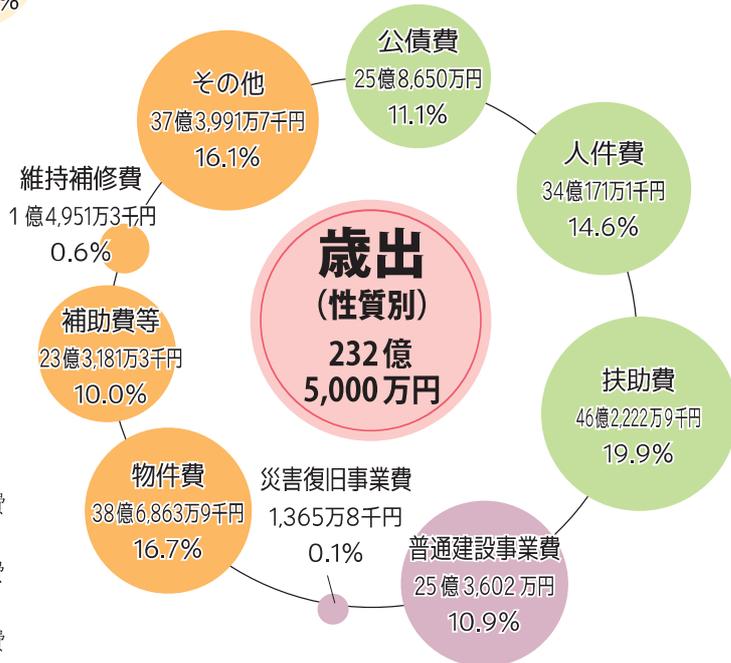
特別会計とは、特定の事業を行う場合に特定の収入を特定の支出に充て、一般会計とは切り離して明瞭な収支管理を行い経理すること、志布志市には7つの特別会計があります。

一般会計【歳出】



目的別に歳出をみますと、「民生費」が全体の31.2%を占めています。これは、子育て支援や高齢者及び障がい者等福祉全般に関する経費で、子どもから高齢者まで安心して暮らせる福祉のまちづくりに活用されます。次に「総務費」で全体の19.8%を占めています。これは、職員管理、庁舎・財産管理、選挙、戸籍及び市税の賦課・徴収等行政運営全般に要する経費です。また、ふるさと納税寄付金による積立金も「総務費」に含まれます。次に多いのが「公債費」で全体の11.1%を占めています。これは、市債の元金・利子返済に要する経費です。

性質別に歳出をみますと、法令等により支出が義務づけられ、任意に削減及び圧縮等ができない経費である「義務的経費」が全体の45.6%を占めています。次に、将来に向けた資産形成を行うための経費で、学校及び道路等将来に残されるものに支出される「投資的経費」が全体の11.0%であり、「その他の経費」は43.4%となっています。



- 義務的経費 45.6% : 法令等により支出が義務づけられた経費
- 投資的経費 11.0% : 将来に向けた資産形成を行うための経費
- その他の経費 43.4% : 義務的経費及び投資的経費以外の経費

用語説明

▲歳入  
▼歳出

- ▲税外収入…自主財源のうち、市税を除いたもので、財産収入や使用料・手数料、寄附金など
- ▲地方交付税…市などが行政サービスを提供するために、国が一定の基準で配るお金
- ▲市債…市の借入金(借金)で返済に1年以上かかるもの
- ▲国庫支出金・県支出金…市が行う特定の事業に対して国又は県から交付されるお金
- ▲その他…地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金などの合計額
- ▼人件費…報酬や給与など
- ▼公債費…市債の返済に使われたお金
- ▼扶助費…高齢者、児童、心身障がい者などを行う支援のための経費
- ▼普通建設費…道路や公共施設の新設・増設に必要とされる経費
- ▼物件費…賃金や旅費、交際費、需用費などの経費
- ▼補助費等…市から他の団体などに対して行政上の目的で支払う経費
- ▼維持補修費…道路や公共施設などを管理するために必要な経費
- ▼その他…積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、予備費の合計

一 平成28年度当初予算編成 一

市民1人当たりの市税負担額と支出額

平成28年度一般会計当初予算を、平成28年2月末日現在の市の住民基本台帳人口(32,639人)で、市民1人当たりに換算してみます。歳入のうち、「市税」を市民1人当たりに換算すると、96,803円の負担となります。また、ふるさと納税寄附積立額を除いた歳出について市民1人当たりに換算すると、651,062円の支出となります。

市民1人当たりの税負担額と支出額とでは、554,259円の差があります。この差額の大部分が「地方交付税」や国及び県からの支出金等で賄われることとなります。

市民1人当たりの市税負担額 96,803円	
<p>◆固定資産税 49,130円 土地、家屋及び償却資産の所有に係る税金です。</p>	<p>◆市民税 34,391円 個人の前年の所得に係る税金及び法人の所得に係る法人税を基礎として係る税金です。</p>
<p>◆軽自動車税 3,784円 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に係る税金です。</p>	<p>◆市たばこ税 9,498円 たばこ製造業者、特定販売業者、卸販売業者が市内の小売販売業者に売り渡した、たばこに係る税金です。</p>

市民一人当たりへの支出額（目的別）※主なものを抜粋 651,062円	
<p>◆総務費 80,120円 職員管理、庁舎・財産管理、選挙、戸籍及び市税の賦課・徴収等行政運営全般に要する経費です。</p> 	<p>◆公債費 79,246円 市の借金の返済に要する経費です。</p> 
<p>◆民生費 221,933円 子どもや高齢者、障がいのある人などへの福祉関係全般の事業に要する経費です。</p> 	<p>◆農林水産費 45,058円 農業、畜産業、林業及び水産業等の振興のための事業に要する経費です。</p> 
<p>◆消防費 19,452円 火災や風水害等の災害から市民の生命と財産を守るために要する経費です。</p> 	<p>◆衛生費 38,635円 保健衛生や環境等健康で衛生的な生活環境を送るために要する経費です。</p> 
<p>◆土木費 48,492円 道路、橋、河川及び公園等住環境を整備するために要する経費です。</p> 	<p>◆教育費 56,561円 学校、体育施設の整備や、教育、生涯学習、文化及びスポーツ等の振興のために要する経費です。</p> 

市民一人当たりへの支出額 651,062円	-	市民1人当たりの税負担額 96,803円	=	差額 554,259円
--------------------------	---	-------------------------	---	----------------

平成28年度当初予算編成にあたって

経済情勢や国、県の厳しい財政状況を踏まえ、平成28年度当初予算におきましては、引き続き行財政改革に積極的に取り組みながら、選択と集中により効果的な行財政運営とするため、継続的な普通建設事業、早期実施が必要と判断した防災対策、健全な行財政運営に必要な自主財源の確保を目的としたふるさと納税に関する事業等について予算計上しました。志布志市の将来像である、『やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち』の実現に向けて、『志のあふれるまち』をまちづくりの基本理念として、「共生・共働・自立の社会づくり」を更に推進するとともに、住民サービスを堅持しながら、持続可能な財政基盤の確立に努めます。



◎ 平成28年度の主な事業として

(●→新規、○→継続)

〈都市基盤〉 「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまち	
○ 行政告知放送業務委託事業	2,700 千円
○ 告知放送端末管理事業	14,426 千円
○ 通信設備活用事業	6,094 千円
○ さんふらわあ志布志航路利用促進	15,000 千円
○ 新若浜地区国際コンテナターミナル 利用促進事業	45,000 千円
○ 鹿児島県志布志大阪航路利用促進事業	7,360 千円
○ 港湾改修事業	44,120 千円

〈生活環境〉 自然や風土と共生する安心で豊かなまち	
● 災害予測調査委託事業	5,400 千円
● 空き家リフォーム助成事業	2,750 千円
○ 地域おこし協力隊事業	67,169 千円
○ 津波避難用ソーラーライト設置事業	14,701 千円
○ 防災行政無線同報系デジタル対応型 戸別受信機整備事業	1,475 千円
○ 定住促進住宅用地整備事業	10,310 千円
○ 移住定住促進事業	7,000 千円
○ 地方公共交通対策事業	14,967 千円
○ 住宅リフォーム助成事業	10,000 千円
○ 市道新設改良事業 (社会資本整備総合交付金事業等)	363,700 千円

〈産業経済〉 大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまち	
● ふるさと納税推進事業	1,265,404 千円
● 特産品振興事業	24,681 千円
○ 志布志駅舎等整備事業	40,955 千円
○ 店舗リフォーム助成事業	2,000 千円
○ 志布志の魅力大キャンペーン事業	7,821 千円
○ 総合観光案内事業	5,796 千円
○ スポーツ合宿等誘致事業	7,975 千円
○ 農林水産物販路開拓促進事業	2,000 千円
○ 高品質生産対策事業	24,000 千円
○ 中山間総合整備事業	145,770 千円
〔工業団地整備事業特別会計〕	
○ 臨海工業団地整備事業	98,405 千円

〈保健・医療・福祉〉 「心」かよい合い若さあふれる元気なまち

● 年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業	241,272 千円	○ 放課後児童健全育成事業	114,369 千円
○ 生活困窮者自立相談支援事業	9,132 千円	○ 元気はつらつ市民健康づくり事業	1,436 千円
○ 「食」の自立支援事業	10,040 千円	○ ウェルカム赤ちやん事業	4,040 千円
○ 子ども医療費助成事業	109,165 千円	○ 救急医療体制整備事業	39,521 千円
(高校卒業前の世代までの子を対象)		○ 茶レンジ風邪なし運動事業	5,254 千円

〈教育・文化〉 伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち

● 市内高等学校支援事業	2,000 千円	○ キラリ輝く「しぶしぶ」育成事業	2,400 千円
● 小・中学校タブレットパソコン導入事業	54,657 千円	(土曜体験広場)	
○ 小・中学校施設老朽化改修事業	251,200 千円	○ クリエイティブクラブ活動事業	2,000 千円
○ 小・中学校施設改修事業	80,300 千円	○ しおかせ公園排水設備改修事業	15,000 千円
○ 土曜学習教室事業	6,397 千円	○ 志布志市特産品活用学校給食事業	1,580 千円
○ 学校・家庭・地域連携協力推進事業	720 千円		

〈コミュニティ〉 市民が輝く共生・協働のまち

● 目指せ日本一チャレンジ応援事業	2,000 千円	○ 情報発信事業	8,640 千円
○ ふるさとづくり委員会事業	9,450 千円	○ 自治会統合推進事業	1,000 千円
○ 共生・協働・自立推進事業	1,000 千円	○ 自治会加入促進事業	1,500 千円
○ 自治会提案型活性化助成事業	37,000 千円	○ 自治会集会施設整備事業	2,500 千円

〈行財政〉 市民とともに歩む「ムダ」のない経営

● 市制施行10周年記念式典準備等事業	1,825 千円	○ 行政経営推進支援業務委託事業	2,700 千円
---------------------	----------	------------------	----------

平成28年度 ふるさと志基金充当事業

平成28年度当初予算において、ふるさと志基金を充当した事業の主なものは以下のとおりです。

【使途別事業】 128,175千円 (27事業)

1 観光及び生活環境に関する事業	22,375 千円 (9事業)	3 教育文化に関する事業	75,252 千円 (7事業)
■ 音楽イベント実施事業	6,000 千円	■ タブレットパソコン導入事業(小学校)	36,755 千円
■ 災害被害予測調査委託	5,400 千円	■ タブレットパソコン導入事業(中学校)	17,920 千円
■ 空き家リフォーム助成事業	2,750 千円	■ 図書購入整備事業	8,200 千円
■ 自主防災組織活動支援事業	2,000 千円 (ほか)	■ 土曜学習教室事業	6,397 千円 (ほか)
<hr/>			
2 福祉に関する事業	13,341 千円 (4事業)	4 その他市長が必要と認める事業	17,207 千円 (7事業)
■ 茶レンジ風邪なし運動事業	5,384 千円	■ 情報発信事業	8,640 千円
■ ウェルカム赤ちゃん事業	3,480 千円	■ 販路拡大支援事業	3,250 千円
■ ふれあいサロン活動事業	3,041 千円	■ 目指せ日本一チャレンジ志援事業	2,000 千円
■ 元気はつらつ志民健康づくり事業	1,436 千円	■ 農林水産物販路開拓促進事業	2,000 千円 (ほか)

【ふるさと納税に関する事業】 1,282,489千円

■ ふるさと納税推進事業	1,265,404 千円
■ ふるさと納税事務経費	17,085 千円

## 【総務常任委員会での審議内容（抜粋）】

## ◇ 平成28年度予算関係

## 1 税務課

- 地籍適正化事業…200万円
- 土地評価策定業務…2,286万9千円
- 雑種地評価業務委託…600万円
- 新築家屋調査業務委託…400万円

問：委託先の選定方法は。

答：全て随意契約だが、入札・契約運営委員会に諮り、他の会社の設計単価等を参考にし、継続して契約しないと評価の精度が下がるという説明を行っている。他に契約の相手方がいないか検討したが、1筆ごとに画地計算しているところはないなど、他の会社とは評価の精度が違う。

## 2 総務課

- 消防団車両整備事業 …… 3,864万3千円

問：更新が計画されている消防車両の配置先は。

答：志布志方面隊中央分団の水槽付き消防ポンプ車1台と、潤ヶ野八野分団八野分隊の小型動力ポンプ積載車1台を更新する。

- 長期保存文書電子化事業 …… 216万円

問：長期保存文書の電子化は4年計画の最終年度に入るが、保存年限30年以上の文書は、平成28年度で全て電子化が終わるのか。

答：平成28年度までで、長期保存文書全体で約1,200箱のうち400箱、およそ3分の1が電子化される。平成26年に2号書庫が完成し、現在の保存量が50%程度であるため、そこで保存しきれなくなった場合には、再度電子化を検討する。

## 3 企画政策課

- 地域おこし協力隊事業 …… 6,716万9千円

問：平成28年度は何人の採用を予定しているか。また市民の理解が不足していると思われるので、もっと情報発信していくべきではないか。

答：12名を募集している。行政側からの情報発信が不足している点については認識している。活動内容について、定期的に紙媒体やSNS・ホームページ等を使ってお知らせをしていきたい。

- ふるさと志基金寄付金 …… 20億円

問：目標額達成のためのプラン・構想は。

答：寄付の手段を増やすため、ふるさとチョイス、楽天、ANAのポータルサイトを活用する。周知の方法として、関東地域からの寄付が過半数を超えているので、そのエリアに絞って各種メディアを活用したPRを実施する。PR・広告については、継続して実施する必要がある。ふるさと納税に対

する返礼品のうち、うなぎが全体の6割強、肉が約2割を占めているため、それらの業者を直接訪問して供給体制の確保に努める。また、アイテム数を増やすため特産品協会主催で地元業者への説明会を開催する。なお、平成28年度から港湾商工課が担当課となる。

#### 4 情報管理課

- 告知放送端末管理事業 …… 1,442万6千円

問：告知放送端末の管理については、予算も逼迫している中、市の財源を使いながら実施しているが、市内転居の場合の費用負担はどうか。

答：平成28年度中に今後の方針を検討する。現在は端末が設置された借家から転居する場合、端末は設置したままにしておき、その借家を取り壊す場合は市の費用負担で撤去する。新築住宅については、一人1回までは無料で設置する。持ち家から持ち家は自費で移設する。撤去した端末のうち、利用可能なものは再利用している。

#### 5 港湾商工課

- 志布志駅舎等整備事業 …… 4,095万5千円

問：志布志駅舎の整備については、議会も特別委員会を設置し、今後踏み込んだ議論を行うこととしている。市と議会で、ともに協議しながら進めていくべきではないか。

答：庁内で議論してきているが、最終到達点までに至っていない。まだ協議を深めなければならない点もあり、協議内容に進展があればその都度議会にも示し、了解の上で進めたい。

- 市臨海工業団地整備事業 …… 9,840万5千円

問：2工区の造成に、工事請負費と原材料費が別に計上してある理由は。

答：これまでお金のかからない公共残土の受け入れをベースに造成を行ってきたが、平成27年度については国からの道路関係予算も少なく、公共残土の受け入れも少なかったため、2工区が完成しなかった。2工区の販売を急ぐ為、残土の受け入れではなく原材料として約4万 $\text{m}^3$ の土砂購入を予定している。

#### ◇ 条例関係

- 副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

問：地方創生人材支援制度を活用し、国土交通省から副市長としてきていただくという事だが、本市では既に地方創生の計画を策定している。この計画を実行性のあるものとして、国とのパイプを生かして取り組んでもらうのか。

答：「志布志市まち・ひと・しごと・こころざし創生戦略」の効率的な実施や進捗管理を担ってもらう。また、道路・港湾・工業団地等の事業にも主体的に取り組んでもらう人材をお願いする。

【文教厚生常任委員会での審議内容（抜粋）】

◇ 平成28年度予算関係

1 福祉課

- 年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業 …… 2億 4,127万2千円

〔目的〕 国の「一億総活躍社会」の実現に向け、個人消費の下支えにも資するよう低所得の高齢者等を対象にした給付事業。

問：システム開発費はいくらか。また、対象者はどれくらいか。

答：システム開発費は480万円で、対象者については、概ね7,700人を見込んでいる。

- 就労準備支援事業 …… 287万1千円

〔目的〕 生活が苦しくなる前の段階での自立支援対策とし、就労に向けた基礎能力の向上などにつながる支援を計画的に実施する事業です。

問：就労支援のあり方は。

答：パート、アルバイトなどによる就労開始に向けたつなぎとなる、相談業務や紹介業務です。

2 保健課

- ウェルカム赤ちゃん事業 …… 404万円

〔目的〕 妊娠から乳幼児期までの育児・食育の支援及び思春期の子どもに生命の尊さを理解することにより、将来の母性又は父性の形成を支援する。

問：メールマガジンの登録対象者数はどれくらいか。

答：3歳未満児が対象となるため、年間出生数から1,120名程度の登録を見込んでいる。

問：親子ふれあいサッカー事業について、なぜサッカーなのか。

答：療育施設での取り組み例があることや研修での高評価に加え、子どもができるボール遊びであること、一定の距離をもった競技であること、ルールのある競技であること等から選択した。

3 教育総務課

- 市内高等学校支援事業 …… 200万円

〔目的〕 志布志高校及び尚志館高校に対し支援を行うことにより、保護者負担の軽減及び市内高等学校の活性化を図る。

問：県の志布志高校の在り方検討委員会に市としてどのように臨んできたか。

答：存続を求める要望を続けながら、可能な支援について検討してきた。

#### 4 学校教育課

○ タブレットパソコン導入事業（小学校） …… 3,675万5千円

○ タブレットパソコン導入事業（中学校） …… 1,792万円

[目的] 児童、生徒の情報活用能力の向上、学力向上を図る。また、教職員間でのICT活用能力の向上を図る。

問：どのような導入計画か。

答：小学校については、完全複式校の潤ヶ野小、田之浦小、森山小のほか、地区ごとに伊崎田小、安楽小、泰野小の3校をモデル校とし、中学校については、志布志中学校をモデル校として導入する。台数については、完全複式校については全児童分、地区ごとの伊崎田小、安楽小、泰野小及び志布志中については、当該校の人数が一番多いクラスの人数に合わせて導入する。また、モデル校の教師用、ICT支援員用に数台を導入する。さらに、モデル校以外の14校についても、教師用として各学校に2台程度を導入する。

問：先生たちの対応は大丈夫か。

答：ICT支援員を雇用し、操作法や活用法について各学校での支援を実施する。

#### ◇ 条例関係

○ 志布志市奨学金貸与条例の一部改正について

[内容]①奨学金を借りる世帯全員の合計所得に関する要件が撤廃された。

②奨学金の額 （改正前）月額 30,000 円

（改正後）月額 30,000 円又は月額 50,000 円

③奨学金の返還期間

（改正前）卒業、中途退学した日の1年後から5年以上10年以内

（改正後）卒業、中途退学した日の1年後から15年以内

問：所得制限はなくなるが、人数制限はあるのか。

答：改正前の条例でも同じ世帯で2人以上が奨学金を借りる場合、所得制限はなく、人数制限についてもない。第1子が奨学金を借りる場合の所得制限がなくなることになる。

問：現在の奨学金の利用者は。

答：貸付総数は、548人である。

## 【産業建設常任委員会での審議内容（抜粋）】

## ◇ 平成28年度予算関係

## 1 耕地林務水産課

- 農道維持事業 …… 2,106万9千円  
 基幹農道伐採及び農道維持補修委託業務 …… 108万4千円  
 おおすみまるごと観光案内板整備工事 …… 200万円  
 JR日南線受託事業負担金 …… 1,500万円  
 農道維持に伴う重機借上料及び原材料費 …… 224万円

問：未整備の荒れた農道を多く見かける。同意済の路線も改修が進まない状況だ。また、原材料支給が10㎡でわずかに足りず翌年度回しになる場合もある。増量も含め、今後の農道管理についての考え方を問う。

答：農道改良が進まない状況である。同意済の路線は、農業基盤整備促進事業での改良を進めているが、予算的に厳しい状況であり、一般単独での対応を財務課に相談する。原材料支給は要望も多く、多くの箇所に配布するため10㎡を限度としている。

- 林道整備事業 …… 2,441万9千円  
 八野線 林道舗装工事（延長700m）  
 御在所岳線 分筆登記委託料、用地取得費、立木補償費

問：未改良の林道が、どれくらいあるのか。

答：平成25年度以降、八野線の改良舗装工事を6年計画で実施し、平成31年に完了見込みである。残りの未舗装路線は陣岳線で800m残っている。

## 2 農政課

- 機構集積協力金事業 …… 5,057万2千円

問：機構集積協力金事業の内訳は。

答：地域集積協力金（地域内農地面積のうち、農地中間管理機構へ貸付けられた割合に応じ地域に交付）543万円、経営転換協力金（経営転換・離農による機構への農地貸付農業者に交付）4,330万円、耕作者集積協力金（農地を機構に貸付けた所有者等に交付）160万円が主なものです。

- 農業生産対策事業 …… 1,730万円

生産規模拡大、高品質化及び生産資材の低減を目指す農家への助成。

主な対象施設、機械 ⇒ 暖房機、自動開閉装置、循環扇、育苗施設、高設栽培施設、野菜移植機、ポリ自動巻取機など

問：ヒートポンプの助成が燃油価格の低下により廃止されているが、新規就農者は、初期段階の投資が負担になる。新たな支援策が必要ではないか。

答：TPP対策に伴うコスト低減を目的とした“産地パワーアップ事業”が見込まれているので、施設園芸のコスト削減という観点で検討を進めていく。

### 3 畜産課

- 資源リサイクル畜産環境整備事業 …… 2,025 万 7 千円  
     家畜排泄物処理施設整備（1 棟 1,170 m<sup>2</sup>ほか） …… 1,920 万 8 千円  
     測量、試験費（2 地区） …… 104 万 9 千円

問：今後の建屋建設の進展及び広大な面積を考慮すると、調整池の容量は安全基準をクリアしているのか。

答：牛舎と堆肥舎の間に、簡易調整池を 1 箇所設けている。既存の排水路を利用した砂溜まり場も含め、設計基準上の容量をクリアしている。

- 肥育経営支援対策事業 …… 1,243 万円  
     黒毛和牛（補助単価 3 万円×355 頭）…1,065 万円  
     F1 子牛（補助単価 1 万円×120 頭）…120 万円  
     F1 初生牛（補助単価 5 千円×80 頭）…40 万円  
     ホルスタイン初生牛（補助単価 2 千円×90 頭）…18 万円

問：対象農家が減少している。子牛価格の高騰や飼料価格の高止まりが要因か。

答：前年度に比較して減少している。以前、黒毛和牛の補助基準を 5 万円で設定していたが、対象農家の声を聞き、協議をしながら、現在の 3 万円となった。市の財政状況も考慮し、現状維持とした。

### 4 建設課

- 住宅リフォーム助成事業 …… 1,000 万円  
     リフォーム助成（上限額 15 万円）、耐震診断助成（上限額 6 万円）、耐震改修助成（上限額 30 万円）
- 危険廃屋解体撤去事業 …… 1,200 万円

危険家屋等の解体撤去に伴う費用の補助（補助率 1/3、上限額 30 万円）

問：27 年度の住宅リフォーム助成事業の経済効果は。また、本年度で最終年度となるが、今後の事業存続をどう考えているか。

答：全体事業費で、1 億 2 千万円程度である。波及効果を含め、経済に及ぼす影響は大きい。継続を強く要望していきたい。

### 5 水道課（水道事業会計）

- 野神原・芝用地区石綿管布設替事業 …… 8,000 万円
  - ・生活基盤近代化事業（国庫補助事業）により、旧有明町内の石綿管の布設替改修工事
  - ・野神原、芝用地区（主に国道 269 号線沿い）の約 2,200m の布設替工事

問：今回、石綿管布設替事業の予算が計上されているが、市内に石綿管が、どれくらい残っているのか。

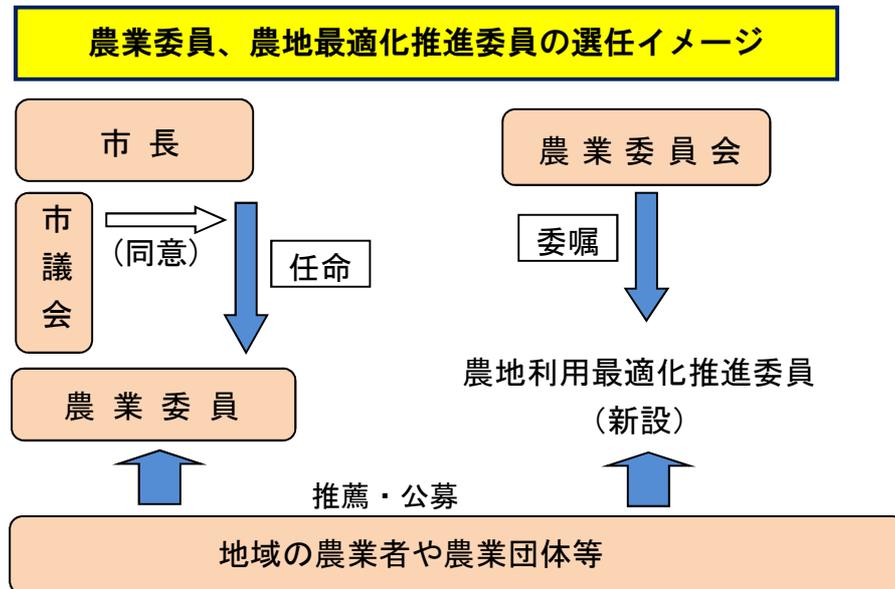
答：送水管、配水管あわせて約 5km 残っている。今回の工事で、主に国道 269 号線沿線の約 2.2km を改修する。

## ◇ 条例関係

- 農業委員会等に関する法律の改正について  
(主な改正点)

項目	改正前	改正後
委員の選出方法	地区割りによる公選制で選挙による選出	市内から市長が選任し、議会において承認を得る
委員数	30名	20名
構成	農業委員 協力員	農業委員 (半数を認定農業者が占める) 農地最適化推進委員

上記のとおり、志布志市の農業委員は、実質 10 名の減少。また、現地調査を専門に行う、農地最適化推進委員を農業委員が指名し委嘱。



問：公選制が市長選任となり、委員数が 10 名減になる。農業委員として果たすべき業務遂行に支障を来たさないのか。

答：従来の農業委員としての業務の一部を、農地利用最適化推進委員にお願いする。それでも業務達成が困難な場合、協力員を必要に応じ補充する。

